

宇多津ビブレ店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年9月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	
大規模小売店舗の名称及び所在地	宇多津ビブレ店 綾歌郡宇多津町1784番地99	
変更した事項	1 大規模小売店舗の名称	
	変更前	宇多津ショッピングデパート
	変更後	宇多津ビブレ店
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所	
	変更前	株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号 株式会社三河薬局 高松市藤塚町1丁目16番31号 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地8 有限会社井之川洋品店 観音寺市観音寺町甲2780番地2号 株式会社グレースビート 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目12番3号 株式会社藤久 愛知県名古屋市東区高社1丁目210番地
	変更後	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地8 有限会社井之川洋品店 観音寺市観音寺町甲2780番地2号 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕2丁目38番地
変更年月日	平成23年3月1日	
変更理由	変更した事項1	店名変更のため
	変更した事項2	小売業者の企業合併及び退店・出店のため

2 届出年月日

平成23年8月30日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課
縦覧期間	平成23年9月5日（月曜日）から平成24年1月5日（木曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生

活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年1月5日（木曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ